

## 第81回

# 定時株主総会招集ご通知

※本年は開催場所を変更しております。  
末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

### 日時

平成29年6月29日（木曜日）午前10時

### 場所

京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）  
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」

# 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の配当の件	4
第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件	5
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件	10
 (添付書類)	
事業報告	13
1. 企業集団の現況に関する事項	13
2. 株式に関する事項	22
3. 会社役員に関する事項	23
4. 会計監査人に関する事項	27
5. 会社の業務の適正を確保するための体制	28
連結貸借対照表	35
連結損益計算書	36
貸借対照表	37
損益計算書	38
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	39
会計監査人の会計監査報告	40
監査等委員会の監査報告	41
* インターネットによる議決権行使のご案内	43

株主各位

〒617-8555  
京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

**株式会社 村田製作所**

代表取締役社長 村田 恒夫

## 第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（4ページ～12ページ）をご検討いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- |        |  |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年6月29日（木曜日）午前10時                           |
| 2. 場 所 | 京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）<br>ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」 |

※本年は開催場所を変更しております。  
末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。

### 3. 目的事項

- 報告事項
- 第81期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第81期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件  
第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

以 上

## [議決権行使についてのご案内]

### 1. 当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出ください。

### 2. 書面（議決権行使書）の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 3. インターネット等による議決権行使

#### 1) インターネットによる議決権行使

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（43ページ）を必ずご確認ください。

#### 2) 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社 I C J が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

### 4. 議決権を複数回行使された場合のお取扱い

1) 書面とインターネット等により議決権を重複して行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主持分計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.murata.com/ja-jp/about/ir/meetings>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、連結計算書類の「連結株主持分計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、監査報告の作成に際して監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.murata.com/ja-jp/about/ir/meetings>) に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、需給環境の変化が激しく、技術革新のスピードが速い電子部品業界に属しております。環境の変化に機敏に対応し持続的な利益成長を達成するとともに、厳しい事業環境下においても経営の安定を維持するために、自己資本の充実に努めます。

当社は、株主の皆様への利益還元策としては、配当による成果の配分を優先的に考えております。長期的な企業価値の拡大と企業体質の強化を図りながら、1株当たり利益を増加させることにより配当の安定的な増加に努めることを基本方針とし、配当性向は中期的に30%程度の実現を目指します。

この方針に基づき、連結ベースでの業績と内部留保の蓄積などを総合的に勘案し、当期の期末配当金は1株につき110円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金110円を含めた当期の年間配当金は、前期に比べ10円増配の1株につき220円となります。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金110円 総額23,401,211,460円

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

## 第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

現在の監査等委員でない取締役8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役8名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては12ページをご参照ください。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	むら た つね お 村 田 恒 夫 (昭和26年8月13日)	昭和49年3月 当社入社 平成元年6月 当社取締役 平成3年6月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役 平成15年6月 当社取締役副社長 当社代表取締役(現任) 平成19年6月 当社取締役社長(現任)  (重要な兼職の状況) 公益財団法人村田学術振興財団 理事長	1,539,000株
	<p><b>【候補者とした理由】</b> 当社及びグループ会社で長年にわたり国内・海外の事業部門や営業部門などの運営や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。平成19年から当社取締役社長として経営を担ってきました。引き続き経営手腕を発揮し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	ふじ た よし たか 藤 田 能 孝 (昭和27年1月27日)	昭和50年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 平成12年6月 当社執行役員 平成15年6月 当社上席常務執行役員 平成17年6月 当社専務執行役員 平成20年6月 当社取締役副社長(現任) 当社代表取締役(現任)  (重要な兼職の状況) Murata (China) Investment Co., Ltd. 理事長	2,000株
<p><b>【候補者とした理由】</b> 当社及びグループ会社で長年にわたり経理、財務の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。平成20年から当社取締役副社長として経営を担ってきました。引き続き取締役会の意思決定機能と監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			
3	いの うえ とおる 井 上 亨 (昭和31年5月30日)	昭和55年4月 当社入社 平成20年3月 当社企画部 部長 平成21年7月 当社執行役員 当社経理・企画グループ 統括部長 平成25年7月 当社常務執行役員(現任) 当社コンポーネント事業本部 本部長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社福井村田製作所 代表取締役社長 株式会社出雲村田製作所 代表取締役社長 株式会社富山村田製作所 代表取締役社長	2,100株
<p><b>【候補者とした理由】</b> 当社及びグループ会社で長年にわたり事業運営や企画、経理の業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	<p>なか じま のり お 中 島 規 巨 (昭和36年9月21日)</p>	<p>昭和60年4月 当社入社 平成18年7月 当社モジュール事業本部 通信モジュール商品事業部 事業部長 平成22年7月 当社執行役員 平成24年6月 当社モジュール事業本部 本部長 平成25年6月 当社取締役(現任) 当社常務執行役員(現任) 平成27年7月 当社通信・センサ事業本部 本部長 当社エネルギー事業統括部 統括部長 平成29年4月 当社モジュール事業本部 本部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社金沢村田製作所 代表取締役社長 株式会社岡山村田製作所 代表取締役社長</p> <p>【候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり技術開発や事業運営の業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	900株
5	<p>いわ つぼ ひろし 岩 坪 浩 (昭和37年8月11日)</p>	<p>昭和60年4月 当社入社 平成17年2月 当社企画部 部長 平成20年3月 当社デバイス事業本部 センサ事業部 事業部長 平成23年7月 当社執行役員 平成24年6月 当社営業本部 本部長 平成25年7月 当社上席執行役員 平成27年6月 当社取締役(現任) 当社常務執行役員(現任) 平成27年7月 当社技術・事業開発本部 本部長(現任)</p> <p>【候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり技術開発や事業運営、企画、営業の業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	たけむらよしと 竹村善人 (昭和32年1月23日)	昭和56年4月 当社入社 平成15年6月 当社財務部 部長 平成21年7月 Murata (China) Investment Co., Ltd. 総裁 平成24年7月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役(現任) 当社経理・財務・企画グループ 統括部長(現任) 平成27年6月 当社上席執行役員(現任)	400株
		<p><b>【候補者とした理由】</b> 当社及びグループ会社で長年にわたり経理、財務、企画の業務や、米国、中華圏での事業経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者としました。</p>	
7	いしのさとし 石野聡 (昭和35年6月5日)	昭和58年4月 当社入社 平成20年7月 当社技術・事業開発本部 事業企画部 部長 平成24年3月 当社技術・事業開発本部 新規事業推進統括部 統括部長 平成24年7月 当社執行役員 平成25年10月 当社新規商品事業部 事業部長 当社事業インキュベーションセンター 長 平成27年6月 当社取締役(現任) 当社上席執行役員(現任) 平成27年7月 当社ヘルスケア事業統括部 統括部長(現任) 平成28年7月 当社新規事業統括部 統括部長(現任)	200株
		<p><b>【候補者とした理由】</b> 当社及びグループ会社で長年にわたりモジュール事業や新規事業立ち上げの業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者としました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	しげ まつ たかし 重 松 崇 (昭和24年11月3日)	昭和50年4月 トヨタ自動車工業株式会社（現 トヨタ自動車株式会社）入社 平成16年6月 同社 常務役員 平成17年6月 富士通テン株式会社 社外取締役 平成21年6月 同社 代表取締役副社長 平成22年6月 同社 代表取締役社長 平成26年6月 同社 代表取締役会長（現任） 平成27年6月 当社社外取締役（現任） バンドー化学株式会社 社外取締役 平成28年6月 バンドー化学株式会社 社外取締役 監査等委員（現任）  （重要な兼職の状況） 富士通テン株式会社 代表取締役会長 バンドー化学株式会社 社外取締役 監査等委員	—
<b>【候補者とした理由】</b> 平成27年より当社社外取締役として、独立した立場から取締役会の機能強化に貢献してきました。引き続き経営者としての高い見識と、自動車業界での豊富な経験を当社の経営に活かし、独立した立場から取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 監査等委員でない取締役候補者と当社との利害関係は次のとおりであります。
- (1) 村田恒夫氏は、当社が寄付を行っている公益財団法人村田学術振興財団の理事長に平成22年12月1日より就任しております。
  - (2) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 重松 崇氏は社外取締役候補者であり、当社が定める独立性基準を満たしております。独立性基準につきましては、12ページをご参照ください。
- (1) 重松 崇氏が代表取締役会長を務める富士通テン株式会社と当社グループとの間には製品の販売・購入等の取引関係がありますが、取引の規模は、当社の当事業年度における連結売上高の1%未満の取引であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
  - (2) 当社は重松 崇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
  - (3) 重松 崇氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は、重松 崇氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額としております。同氏の再任が承認可決された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の監査等委員でない取締役の報酬額については、平成28年6月29日開催の第80回定時株主総会において、年額7億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認頂いておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、取締役の報酬に関する方針につきましては12ページをご参照ください。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額3億円以内といたします。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は7名であり、第2号議案が承認可決された場合も、引き続き7名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において取締役会において決定される金額とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日より3年間から5年間までの間で当社取締役会が予め決める期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が継続して、当社又は当社の子会社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、死亡、任期満了等により退任した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

- ① 対象取締役が、本譲渡制限期間の満了日までに、当社又は当社の子会社の取締役、又は執行役員のいずれの地位からも退任した場合（ただし、死亡により退任した場合、退任と同時に上記の地位のいずれかに就任又は再任する場合及び任期満了又は定年により上記のいずれの地位からも退任した場合その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合を除く）、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ② その他の無償取得事由は、本割当契約に定めるところによる。

(4) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転その他の組織再編等の効力発生日等が到来する場合には、当社取締役会の決議により、本株式の全部または一部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては12ページをご参照ください。

(ご参考)

本定時株主総会において本議案についてご承認いただいた場合には、当社の執行役員に対しても本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定であります。

### 社外役員の独立性判断基準

当社の社外役員の独立性を判断する基準の要旨は以下のとおりであります。

1. 当社及び当社の現在の子会社又は過去3年以内に子会社であった会社において、業務執行者でないこと。
2. 当社の現在の主要株主又はその業務執行者でないこと。
3. 当社及び当社の現在の子会社において、現在の重要な取引先又は過去3年以内に重要な取引先であった会社等の業務執行者でないこと。
4. 当社及び当社の現在の子会社から、過去3年以内に年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行者でないこと。
5. 当社及び当社の現在の子会社から、取締役又は監査役、執行役員を受け入れている会社又はその子会社、又は過去3年以内に受け入れていた会社又はその子会社の業務執行者でないこと。
6. 当社とコンサルティングや顧問契約などの重要な取引関係になく、又は過去に取引関係になかったこと。
7. 当社の監査法人の業務執行者でないこと。
8. 当社及び当社の現在の子会社において、取締役・監査役・執行役員の配偶者又は二親等以内の親族でないこと。
9. 当社の一般株主全体との間で上記1から8までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

### 取締役の報酬に関する方針

当社の取締役報酬は、グローバルな競争力を有する電子機器及び部品メーカーの経営者層に対する報酬としてふさわしいものとし、同業他社と比較しても優秀な人材を確保することができ、業績向上に対する士気や意欲を高め、企業価値の増大に資することのできる制度・水準とすることを基本方針としております。

取締役の報酬等に関する事項についての決定プロセスは、客観性、透明性を高めると共にコーポレートガバナンスの向上を目的に、社外取締役2名を含む4名の取締役で構成される報酬諮問委員会を設置し、同委員会での審議を経た答申について取締役会で決議することとしております。

なお、社内の監査等委員でない取締役に対する報酬については、月例報酬、短期インセンティブを与える目的の役員賞与及び中長期インセンティブを与えて取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進める目的の株式報酬から構成します。月例報酬は各取締役別の固定報酬とし、取締役としての固定部分と、各取締役の業務執行部分や職責の重さ、前期業績等を考慮した部分から成るものとしたします。役員賞与の総額は、当社の業績に応じて決定し、各取締役への配分は、各々の業績貢献度を考慮し決定いたします。株式報酬は、各取締役の役位毎に設定いたします。また、社外の監査等委員でない取締役に対する報酬については、月例報酬のみとしたします。

監査等委員である取締役に対する報酬については、月例報酬のみとし、監査等委員である取締役の協議により個別の固定報酬として決定いたします。

### 監査等委員会意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の選任及び報酬について、指名・報酬の各諮問委員会での議論の確認を含めて検討を行いました。各候補者に関しては、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、取締役候補者として適任と判断します。また、取締役の報酬については、報酬体系、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、報酬等の内容は妥当と判断します。

以上

(添付書類)

# 事業報告

(自 平成28年4月1日)  
(至 平成29年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### 1) 主要な事業内容

当社グループは、主としてセラミックスを素材としてコンポーネント（コンデンサ・圧電製品など）、モジュール（通信モジュール・電源など）の電子部品並びにその関連製品を製造販売している電子部品メーカーで、無機・有機化学材料からセラミックス、電子部品に至るまで垂直統合型の技術開発と一貫生産を行っております。独自に開発、蓄積している材料開発、プロセス開発、商品設計、生産技術、それらをサポートするソフトウェアや分析・評価などの技術基盤で独創的な製品を創出し、A V機器、通信機器、コンピュータ及び関連機器、カーエレクトロニクス、家庭用電気機器等のさまざまな電子機器向けに販売しております。

### 2) 事業の経過及びその成果

#### ①事業概況

当期の世界経済情勢は、米国経済が雇用や所得環境の改善を背景に堅調に推移し、欧州経済は金融緩和により緩やかな回復が継続、また中国は各種政策により景気減速に一服感がみられるなど、総じて緩やかな回復を示す一方で、保護主義による貿易取引の縮小や欧州での政治的な先行き不透明要因が懸念されるなど、本格的な回復に決め手を欠く状況でした。

当社グループが属するエレクトロニクス市場は、スマートフォンの台数成長の伸び率が鈍化しつつも機器の高機能化による1台当たりの部品数増加で、継続した成長が見込まれ、またカーエレクトロニクスでは自動車の安全性と利便性の向上に向けて電装品の搭載数が増加し、電子部品需要が拡大しました。

このように当社グループは伸びる市場に注力し、コンポーネントの売上高は汎用部品を中心に数量は伸びたものの、製品価格の値下がりや為替変動（前期比11円72銭の円高）の影響で微増にとどまり、またモジュールが大幅な減収となったことから、当期の売上高は、前期比6.2%減の1,135,524百万円となりました。

利益につきましては、原価低減の取り組みと新製品の継続的な投入を推し進めましたが、製品価格の値下がり、減価償却費の増加、円高などの減益要因により、営業利益は前期比26.9%減の201,215百万円、税引前当期純利益は同28.2%減の200,418百万円、当社株主に帰属する当期純利益は同23.4%減の156,060百万円となりました。

## ②製品別の売上高概況

当期の製品別の売上高を前期と比較した概況は、以下のとおりです。

(製品別の受注及び売上の状況)

製品等	期間	第81期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）			
	受注高	売上高			
	金額	金額	構成比	前期比	
	百万円	百万円	%	%	
コンデンサ	397,343	369,488	32.6	100.6	
圧電製品	153,817	170,012	15.0	105.0	
その他コンポーネント	226,041	222,259	19.7	96.2	
コンポーネント計	777,201	761,759	67.3	100.2	
通信モジュール	333,141	325,736	28.7	82.4	
電源他モジュール	46,177	45,100	4.0	87.3	
モジュール計	379,318	370,836	32.7	83.0	
合計	1,156,519	1,132,595	100.0	93.8	

### <コンポーネント>

当期のコンポーネントの売上高は、前期に比べ0.2%増の761,759百万円となりました。

### [コンデンサ]

この区分には、積層セラミックコンデンサなどが含まれます。

当期は、主力の積層セラミックコンデンサについて、通信機器向けではスマートフォンの高機能化に支えられ数量は増加したものの円高及び製品価格の値下がりの影響により円建てベースでは減少しましたが、自動車の電装化の進展によりカーエレクトロニクス向けが大きく増加したほか、コンピュータ及び関連機器向けも非常に好調でした。

その結果、コンデンサの売上高は、前期に比べ0.6%増の369,488百万円となりました。



〔圧電製品〕

この区分には、表面波フィルタ、発振子、圧電センサ、セラミックフィルタなどが含まれます。

当期は、表面波フィルタがマルチバンド対応のスマートフォンの普及で伸長しました。また超音波センサが自動車の安全装置向けで増加したほか、アクチュエータがHDD向けで増加しました。

その結果、圧電製品の売上高は、前期に比べ5.0%増の170,012百万円となりました。

〔その他コンポーネント〕

この区分には、コイル、EMI除去フィルタ、コネクタ、センサ、サーミスタなどが含まれます。

当期は、スマートフォン向けで、高周波コイルが増加しましたが、コネクタが採用モデルでの員数低下により減少しました。

その結果、その他コンポーネントの売上高は、前期に比べ3.8%減の222,259百万円となりました。

<モジュール>

当期のモジュールの売上高は、前期に比べ17.0%減の370,836百万円となりました。

〔通信モジュール〕

この区分には、近距離無線通信モジュール、通信機器用モジュール、多層モジュール、多層デバイスなどが含まれます。

当期は、ハイエンドスマートフォン向けで、近距離無線通信モジュール、通信機器用モジュール、多層モジュールが、円高や当社製品採用モデルの生産量減少、特定顧客向けのシェア低下により、大きく落ち込みました。

その結果、通信モジュールの売上高は、前期に比べ17.6%減の325,736百万円となりました。

〔電源他モジュール〕

この区分には、電源などが含まれます。

当期の電源他モジュールの売上高は、電源が、カーエレクトロニクス向け、OA機器向けで減少し、前期に比べ12.7%減の45,100百万円となりました。

### 3) 対処すべき課題

世界のエレクトロニクス市場は、電子機器の高機能化・多機能化による需要に加え、スマートフォンを中心とした民生エレクトロニクス市場の世界的拡がりにより数量増が見込まれます。また、電装化が進展している自動車市場も確実な伸びが見込まれます。次の重点市場となりうるアプリケーションとしてエネルギー、ヘルスケア・メディカル分野にも電子部品の需要が着実に広がっていくことが期待されます。

これらの市場に対して、当社グループは、マーケティング・販売体制の強化や生産能力の拡充を進め、小型・薄型、高機能かつ高品質な製品を同業他社に先駆けて投入すること、あるいは新たなビジネスモデルや顧客価値を創出することで、拡大する需要を確実に取り込んでまいります。

また、市場の要求に基づく製品価格の値下がりには追随するために生産コストの引き下げに加えて、次期以降も継続して中国、タイ、マレーシア、フィリピンといった海外工場において生産の拡大を図り、コスト削減や為替変動リスク軽減を実現して企業価値の向上に努めてまいります。

平成29年7月にソニー株式会社（以下、ソニー）からの譲渡取引完了を予定している電池事業につきましては、高い技術力とグローバルでの事業展開に経験と実績のあるソニーグループの電池事業を当社が継承し、本事業をエネルギー分野の中核事業にすえ、成長・拡大させる狙い입니다。

企業の社会的責任への取り組みにつきましては、E（Environment＝環境）、S（Social＝社会）、G（Governance＝企業統治）の3つの側面に配慮して事業を展開してまいります。

コーポレートガバナンスにつきましては、経営上の最も重要な課題の1つと位置付けており、すべてのステークホルダーに配慮しつつ、会社が健全に発展・成長していくため、常に最適な経営体制を整備し、機能させるよう取り組んでおります。当社は、平成28年6月に「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。より迅速な意思決定、機動的な業務執行を実現し、また取締役会の監督機能を一層強化するよう努めてまいります。

#### 4) 設備投資の状況

当社グループは当期に、総額158,579百万円の設備投資を行いました。  
 主な内容は、当社及び当社子会社における生産設備の増強・合理化等88,869百万円、土地及び建物取得35,096百万円、研究開発用設備の増強12,888百万円であります。  
 なお、生産能力に著しい影響を及ぼす除却、売却等はありません。

#### 5) 財産及び損益の状況

##### ①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円、%)

項目	第 78 期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第 79 期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第 80 期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第 81 期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	金 額	金 額	前期比	金 額	前期比	金 額	前期比	
売 上 高	846,716	1,043,542	123.2	1,210,841	116.0	1,135,524	93.8	
税 引 前 当 期 純 利 益	132,336	238,400	180.1	279,173	117.1	200,418	71.8	
当社株主に帰属する 当 期 純 利 益	93,191	167,711	180.0	203,776	121.5	156,060	76.6	
総 資 産	1,243,687	1,431,303	115.1	1,517,784	106.0	1,634,999	107.7	
株 主 資 本	955,760	1,123,090	117.5	1,229,159	109.4	1,354,819	110.2	
1株当たり当社株主に 帰属する当期純利益	円 銭 440 63	円 銭 792 19	—	円 銭 962 55	—	円 銭 733 87	—	
株 主 資 本 比 率	% 76.8	% 78.5	—	% 81.0	—	% 82.9	—	

- (注) 1. 当社の連結計算書類は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
2. 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、米国の「財務会計基準審議会 (FASB) 会計基準書 (ASC) 260 (1株当たり利益)」に基づき算出しております。
3. 百万円単位の記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円、%)

項目	期間	第 78 期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第 79 期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第 80 期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第 81 期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
		金 額	金 額	前期比	金 額	前期比	金 額	前期比	
売 上 高		635,028	752,660	118.5	889,121	118.1	831,136	93.5	
経 常 利 益		57,892	120,840	208.7	95,732	79.2	73,134	76.4	
当 期 純 利 益		51,231	98,694	192.6	80,721	81.8	75,754	93.8	
総 資 産		714,395	855,498	119.8	840,658	98.3	942,873	112.2	
純 資 産		430,671	499,356	115.9	533,022	106.7	580,270	108.9	
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		円 銭 242 23	円 銭 466 18	—	円 銭 381 29	—	円 銭 356 23	—	
自 己 資 本 比 率		% 60.3	% 58.4	—	% 63.4	—	% 61.5	—	

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

6) 当社の主要な拠点と重要な子会社の状況

①当社 (平成29年3月31日現在)

事 業 所 名	所 在 地
本 社	京 都 府 長 岡 京 市
東 京 支 社	東 京 都 渋 谷 区
八 日 市 事 業 所	滋 賀 県 東 近 江 市
野 洲 事 業 所	滋 賀 県 野 洲 市
横 浜 事 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
長 岡 事 業 所	京 都 府 長 岡 京 市

②子会社（平成29年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容	本店所在地
株式会社福井村田製作所	百万円 300	% 100	コンポーネントの製造	福井県市 越前市
株式会社出雲村田製作所	430	100	コンポーネントの製造	島根県市 出雲市
株式会社富山村田製作所	450	100	コンポーネント及びモジュール の製造	富山県市 富山市
株式会社小松村田製作所	300	100	モジュールの製造	石川県市 小松市
株式会社金沢村田製作所	480	100	コンポーネントの製造	石川県市 白山市
株式会社岡山村田製作所	480	100	コンポーネント及びモジュール の製造	岡山県市 瀬戸内市
東光株式会社	100	100	コンポーネントの開発	埼玉県市 鶴ヶ島市
株式会社小諸村田製作所	100	100	モジュールの製造	長野県市 小諸市
Murata Electronics North America, Inc.	千US\$ 14,406	100	当社及び子会社の製品の販売	米 国
Murata Company Limited	千HK\$ 1,900,000	100	当社及び子会社の製品の販売	中 国
Murata (China) Investment Co., Ltd.	千US\$ 145,000	100	中華圏でのマーケティング・エンジニア リング活動、中国販売会社の統括管理	中 国
Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.	千US\$ 23,400	100(注)	当社及び子会社の製品の販売	中 国
Wuxi Murata Electronics Co., Ltd.	千US\$ 282,000	100(注)	コンポーネントの製造	中 国
Shenzhen Murata Technology Co., Ltd.	千US\$ 58,100	100(注)	モジュールの製造	中 国
Murata Electronics Europe B.V.	千EURO 220,000	100	当社及び子会社の製品の販売	オランダ
Korea Murata Electronics Company, Limited	千WON 1,500,000	100	当社及び子会社の製品の販売	韓 国
Philippine Manufacturing Co. of Murata, Inc.	千PHP 6,300,000	100	コンポーネントの製造	フィリピン

(注) 間接所有を含む比率であります。

### ③企業結合の経過と成果

1. 当社は、東光株式会社と締結した株式交換契約に基づき、平成28年5月1日付で、同社を完全子会社化しました。
2. 当社の子会社であるMurata Electronics Europe B.V. は、シリコン受動部品を製品ラインナップに加えることによりコンデンサ事業を強化、拡大することを目的として、平成28年10月17日付でIPDiA S.A. の株式を取得し、同社を子会社化しました。
3. 当社は、高機能ポリマー等の高度な材料技術を強化するため、平成28年11月1日付で株式会社プライマテックの株式を取得し、同社を完全子会社化しました。
4. 上に掲げた重要な子会社17社を含む連結子会社は96社であります。企業結合の成果につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 2) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## 7) 使用人の状況

### ①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	
当 期 末	前 期 末 比 増 減
人 59,985	人 5,311

(注) 使用人数は就業人員（当社グループ外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者・パート・嘱託者（1,531人）は含めておりません。

### ②当社の使用人の状況

使 用 人 数		平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
当 期 末	前 期 末 比 増 減		
人 7,899	人 331	歳 40.1	年 14.6

(注) 使用人数は就業人員（子会社等への出向者を除き、子会社等からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者・パート・嘱託者（162人）は含めておりません。

## 8) 借入先（平成29年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	百万円 36,577
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	9,537
そ の 他	892
計	47,006

## 2. 株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- 1) 発行可能株式総数 581,000,000株（単元株式数 100株）
- 2) 発行済株式の総数 225,263,592株（自己株式 12,525,306株を含む）
- 3) 株主数 56,576名
- 4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	18,541	8.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,389	5.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,699	3.6
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7,361	3.5
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y	6,977	3.3
株 式 会 社 京 都 銀 行	5,260	2.5
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	5,240	2.5
J P M C O P P E N H E I M E R J A S D E C L E N D I N G A C C O U N T	4,836	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,854	1.8
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	3,551	1.7

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（12,525千株）を除いて計算しております。



### 3. 会社役員に関する事項

#### 1) 取締役の状況（平成29年3月31日現在）

役名	地位及び担当	氏名	重要な兼	職の状況
取締役社長	代表取締役	村田恒夫	公益財団法人村田学術振興財団	理事長
取締役副社長	代表取締役	藤田能孝	Murata (China) Investment Co., Ltd.	董事長
取締役	常務執行役員 コンポーネント事業本部長	井上亨	株式会社福井村田製作所 株式会社出雲村田製作所 株式会社富山村田製作所	取締役社長(代表取締役) 取締役社長(代表取締役) 取締役社長(代表取締役)
取締役	常務執行役員 通信・センサ事業本部長 エネルギー事業統括部長	中島規巨	株式会社金沢村田製作所 株式会社岡山村田製作所	取締役社長(代表取締役) 取締役社長(代表取締役)
取締役	常務執行役員 技術・事業開発本部長	岩坪浩		
取締役	上席執行役員 経理・財務・企画グループ統括部長	竹村善人		
取締役	上席執行役員 ヘルスケア事業統括部長 新規事業統括部長	石野聡		
取締役		重松崇	富士通テン株式会社 バンドー化学株式会社	代表取締役会長 社外取締役 監査等委員
取締役	監査等委員（常勤）	田中純一		
取締役	監査等委員	吉原寛章	株式会社日立製作所	社外取締役 監査委員
取締役	監査等委員	豊田正和	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 日東電工株式会社 キヤノン電子株式会社	理事 社外監査役 社外取締役
取締役	監査等委員	上野宏		

(注) 1. 当社は、平成28年6月29日開催の第80回定時株主総会決議に基づき監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、同日に取締役 吉原寛章氏及び監査役 田中純一、岩井 清、豊田正和、中西倭夫、西川和人の各氏は、任期満了により退任いたしました。また、同日をもって田中純一、吉原寛章、豊田正和、上野 宏の各氏は取締役 監査等委員に新たに選任され、就任いたしました。

2. 取締役 重松 崇、吉原寛章、豊田正和、上野 宏の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 取締役 監査等委員 田中純一氏は、当社で財務及び経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
取締役 監査等委員 吉原寛章氏は、長年にわたりKPMGグループで会計等に関する実務に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
取締役 監査等委員 上野 宏氏は、旧大蔵省、国税庁で要職を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 監査等委員 田中純一氏は常勤の監査等委員であります。  
常勤の監査等委員を選定している理由は、日常的に重要な社内会議へ出席することで情報を収集し、会計監査人、内部監査部門等と緊密に連携して、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
5. 取締役 重松 崇、取締役 監査等委員 吉原寛章、豊田正和の各氏が兼職している法人等と当社グループとの間に特別の関係はありません。
6. 当社は、取締役 重松 崇、取締役 監査等委員 吉原寛章、豊田正和、上野 宏の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社の執行役員は20名で、上掲の執行役員を兼務する取締役の他に15名の執行役員がおります。

## 2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額としております。

### 3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 を 除 く )	9 人	420 百万円
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	4	51
監 査 役	5	18
合 計	18	489

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含めております。なお、当社は平成28年6月29日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行（以下、本件移行）しております。
2. 支給人数につきましては、延べ人数を記載しておりますが、実際の支給対象者は15名であります。
3. 上記のうち、社外役員の延べ人数は8名であり、実際の支給対象者は6名であります。
4. 監査役に対する報酬等の額は本件移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する報酬等の額は本件移行後の期間に係るものであります。
5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
6. 社外役員に対する報酬等の総額は、52百万円であります。
7. 本件移行前の取締役の報酬限度額（年額）は、600百万円（平成19年6月定時株主総会決議）であります。また、本件移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額（年額）は、700百万円（平成28年6月定時株主総会決議）であります。ただし、執行役員を兼務する取締役の使用人分給与及び賞与相当額は含みません。
8. 取締役（監査等委員）の報酬限度額（年額）は、100百万円（平成28年6月定時株主総会決議）であります。
9. 監査役の報酬限度額（年額）は、80百万円（平成10年6月定時株主総会決議）であります。

#### 4) 社外役員の名な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 監査役会 出席回数	主 な 活 動 状 況
社外取締役	重松 崇	11回/12回	—	経営者としての見識と自動車業界での豊富な経験に基づき、経営全般につき発言を行っております。
	吉原 寛章	2回/2回	—	グローバル企業への豊富なコンサルティング経験と会計の専門家としての見識に基づき、経営全般につき発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	吉原 寛章	10回/10回	8回/8回	グローバル企業への豊富なコンサルティング経験と会計の専門家としての見識に基づき、経営全般につき発言を行っております。
	豊田 正和	10回/10回	7回/8回	主に経済産業分野の専門家としての見識と豊富な経験に基づき、経営全般につき発言を行っております。
	上野 宏	10回/10回	8回/8回	主に税務・金融並びに独占禁止法などの行政分野の専門家としての見識と豊富な経験に基づき、経営全般につき発言を行っております。
社外監査役	豊田 正和	2回/2回	3回/3回	主に経済産業分野の専門家としての見識と豊富な経験に基づき、経営全般につき発言を行っております。

(注) 「社外取締役(監査等委員)」の各氏の取締役会出席回数及び監査等委員会出席回数は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであり、「社外取締役」の吉原寛章氏の取締役会出席回数及び「社外監査役」の豊田正和氏の取締役会出席回数及び監査役会出席回数は、監査等委員会移行前の期間に係るものであります。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### 1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### 2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	区 分	報 酬 等 の 額
		百万円
①	会計監査人としての報酬等	186
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	223

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人、社内関係部門から報酬見積りの説明を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、当期の会計監査人の報酬等の額について同意しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、経理業務におけるアドバイザリー業務についての対価を支払っております。
4. 当社の重要な子会社のうち、Murata Electronics North America, Inc.、Murata Company Limited、Murata (China) Investment Co., Ltd.、Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.、Wuxi Murata Electronics Co., Ltd.、Shenzhen Murata Technology Co., Ltd.、Murata Electronics Europe B.V.、Korea Murata Electronics Company, Limited 及びPhilippine Manufacturing Co.of Murata, Inc.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

##### 3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任を相当と認めるときは、監査等委員全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することができないと判断したときは、株主総会に提出する当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、取締役会において以下のとおり定めております。これに基づき、内部統制システムの適切な整備・運用に努めております。なお、当社は平成28年6月29日開催の定時株主総会をもって、監査等委員会設置会社に移行しており、以下の記載については、移行後の内容を記載しておりますが、移行前においても、監査役について同様の体制を整備・運用しております。

### 【会社の業務の適正を確保するための体制】

#### 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督機能を強化します。
- ② 内部統制システムの整備状況と運用状況を評価する委員会組織を設置し、内部統制システムの維持並びに継続的改善を図ります。
- ③ 企業の社会的責任（CSR）を果たすため、コンプライアンス、リスク管理、環境等、CSRに関する活動を統括する委員会組織を設置し、当社グループのCSR経営を継続的かつ計画的に推進します。
- ④ CSR活動の推進を担当する組織を設置します。当該組織は、CSRに関する委員会組織と連携し、CSRの社内への浸透と社外への一元的対応を行います。
- ⑤ 取締役、執行役員及び使用人が法令及び定款に従い、より高い倫理観に基づいて事業活動を行うため、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を制定し、周知徹底します。
- ⑥ コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を社内・社外に設置するとともに、通報者に不利益が生じないよう措置を講じます。
- ⑦ 反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等から不当な要求を受けた場合には金銭等による解決を図らないことを企業倫理規範・行動指針に明記し、当該規範・指針に基づき適切に対応します。
- ⑧ 独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性を評価・モニタリングします。

- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ①取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る重要な文書は、所定の社内規定に基づき、保存し、取締役が適宜閲覧できるようにします。
  - ②文書の保存及び管理に関する基本的な事項を社内規定に定め、前号に掲げる文書を適切に保存及び管理します。
  - ③会社情報の適時開示の必要性及び開示内容を審議する会議体を設置し、会社情報を適時適切に開示します。
- 3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- ①リスク管理に関する規定を定め、各業務機能を主管する部門がリスク管理を行います。
  - ②リスク管理に関する委員会組織において、当社グループのリスク管理体制及び運用状況の審議を行います。また、重要なリスクへの対応を評価し、当社グループの活動を推進します。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①長中期の方針、並びにこれに基づく単年度の方針、予算及び実行計画を策定し、それらの進捗管理及び達成状況の確認を行います。
  - ②執行役員制度を導入し、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と日常の業務執行とを区分することで、監督機能と業務執行機能を強化します。
  - ③適正な意思決定を行うため、所定の社内規定に定めた事項に関する決裁は、I T（情報技術）を活用した稟議手続により関係する取締役、執行役員、重要な使用人の審議を経て行うこととします。
  - ④取締役会、代表取締役の意思決定を補佐する審議機関として、役付取締役及び取締役兼務執行役員で構成する経営執行会議を設置します。経営執行会議は、所定の社内規定に定めた事項について、審議し、また報告を受けることとします。
  - ⑤業務執行の状況に関する各種の情報を、定期的にあるいは随時、関係する取締役、執行役員及び使用人に提供し、共有する仕組みを、I Tを活用して構築します。

- 5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループにおいて、経営の基本理念としての社是を共有するとともに、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を周知徹底します。
  - ② 当社グループにおいて、意思決定に関する規定及び手続を定めます。これらに基づき子会社と、子会社の事業運営について協議し、また、当社グループの事業運営に関する各種情報を共有します。
  - ③ 当社の各業務機能を主管する部門は、当社グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう各業務の枠組み、処理手続、判断基準を定めるとともに、子会社に対し、必要に応じて適切な指導を行います。
  - ④ 内部監査部門は、当社グループにおける業務が法令、社内の規定等に基づいて、適正かつ効率的に行われていることを評価・モニタリングします。
  - ⑤ 子会社の取締役、執行役員及び使用人は、本項②号乃至④号に定める事項、その他職務の執行に関する事項を当社に報告することとします。
  - ⑥ 各子会社が、それぞれの事業内容・規模に応じて適切な内部統制システムを整備、運用するよう指導します。
- 6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、及びその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助するため、相当数の専任の使用人を配置します。
  - ② 当該使用人は、業務執行取締役の指揮・命令を受けないこととします。また当該使用人の人事に関する事項について、業務執行取締役は監査等委員会と協議し、同意を得ることとします。
- 7) 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 業務執行取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して、経営執行会議等の議事録・資料、当社グループの稟議書、業績等の定期報告文書を提出し、また、当社グループにおける企業倫理規範・行動指針に違反する恐れのある事実、リスク及びリスク管理の状況、内部通報の状況と通報内容、並びに外部公的機関等による監査の結果について報告します。
  - ② 業務執行取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに報告します。



- ③子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人が、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して報告します。
  - ④前各号のほか、業務執行取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会の求めがあるときは随時求められた文書等の提出あるいは報告を行います。
  - ⑤前各号について、報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしないこととします。
- 8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①業務執行取締役は監査等委員会が選定する監査等委員が重要会議に出席できる環境を整備します。
  - ②業務執行取締役及び使用人は監査等委員会が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査が実施できるよう協力します。
  - ③業務執行取締役及び使用人は、監査等委員会が弁護士、会計監査人に対し、意見聴取する際には、監査等委員会の求めに応じ、協力します。
  - ④監査等委員の職務の執行について生ずる費用等については当社が負担します。
  - ⑤業務執行取締役及び使用人は監査等委員会と会計監査人との連携に際し、監査等委員会の求めに応じ、協力します。
  - ⑥内部監査部門は監査等委員会の求めに応じ、協力、連携します。
  - ⑦代表取締役等は監査等委員会と情報交換に努めます。

## 【会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況】

### 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会では、「取締役会規定」等の社内規定に基づき、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と取締役の職務執行に対する監督を行っています。
- ・「独立社外取締役選任基準」を定め、その基準に従って社外取締役を複数名選任し、各氏より、取締役会において専門的な見地と豊富な経験に基づいた意見をいただくとともに、活発な議論をいただいています。
- ・「内部統制管理委員会」を設置し、同委員会において内部統制システムの整備及び運用状況について評価・検討を行うとともに、その内容を取締役会へ定期的に報告しています。
- ・「コンプライアンス推進委員会」、「リスク管理委員会」、「環境委員会」、「温暖化防止委員会」、「社会・地域貢献委員会」を設置し、これらを統括する委員会として「CSR統括委員会」を設置しています。また、CSR活動の推進を担当する専任の組織を設置しています。
- ・「コンプライアンス・プログラム規定」「企業倫理規範・行動指針」等のコンプライアンス関連の規定類を整備し、各部門におけるコンプライアンス推進リーダーを選任すること等により、適切なコンプライアンス体制を維持継続し、さらなる充実に向けて活動しています。また、コンプライアンス推進委員会において、その活動状況等について定期的に取締役会へ報告しています。
- ・社内・社外に通報受付窓口を設置し、匿名・半匿名・実名で通報を受け付けています。通報の取扱いにあたっては、通報者が不利な取扱いを受けることがないよう制度化し、適切な対応に努めています。
- ・反社会的勢力への対応マニュアルを各事業所、関係会社へ配布しています。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性について、同部門において第三者評価を実施することで、業務の透明性と実効性を向上させるべく取り組んでいます。

### 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書保管・保存管理規定」等の社内規定に基づき、情報が適切に保管・保存される体制の構築に努めています。また、「情報セキュリティ基本方針」等を定め、従業員等への教育に注力し、適切な情報管理の徹底に努めています。
- ・重要な決定事項については、「情報開示委員会」を設置し、個別案件の開示の必要性及び開示内容を審議する体制を構築し、適時適切な開示の実現に努めています。

3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・「リスク管理基本規定」等の社内規定を整備するとともに、各業務機能を主管する部門ごとに定期的に全社的リスクの有無・内容等を調査・評価し、それらをリスク管理委員会に報告する体制を構築しています。リスク管理委員会は、報告を受けた個々のリスクについて、対応する施策を審議し、その後の施策の実施状況についても検証する体制を構築しています。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・中期構想（3ヵ年）を策定し、取締役会で定期的に進捗報告を行っています。また、社内へはイントラネットを使用して進捗状況を共有しています。年度方針は、取締役会で複数回の審議を経たうえで決議し、社内へ発表して共有しています。
- ・執行役員制度を導入し、日常の業務執行は執行役員が行うことで、効率的な意思決定を図っています。
- ・当社及び当社グループの意思決定について稟議制度を確立しており、この制度にのっとり意思決定を行っています。また、専用の情報システムを導入しており、効率的な審議を実現するとともに、意思決定の結果のみならず経過も含めて記録し、可視化する仕組みを構築しています。
- ・経営執行会議では、社内規定に定めた経営案件について審議する体制としており、重要な経営方針、計画、業務執行等を審議しているほか、方針・予算の遂行状況等の報告を受け、評価し改善につなげています。
- ・取締役会は、定期的に、業務遂行状況の報告を受ける体制が構築されているとともに、専用の情報システムによって、関係する取締役、執行役員及び使用人に対し、定期報告書等を共有できる体制となっています。

5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・社是を含む経営理念はイントラネットサイト及び社内報への掲載、教育制度への組み込み等の施策により共有に努めております。また、企業倫理規範・行動指針についても同様に周知徹底しています。
- ・前述のとおり当社及び当社グループにおいて稟議制度を確立しています。また、当社は、子会社の一定の事項については助言または承認を行う体制をとっています。
- ・当社において各機能を主管する部門は、当社グループ全体における、業務の標準化、効率化及び適正化を図るために規定類の整備を進めるとともに、各業務の運用等について、適切に指導を行っています。
- ・内部監査部門は、当社及び当社グループについて、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの重点項目の整備状況と運用状況について評価・モニタリングを行い、透明性と実効性の向上に努めています。また、業務プロセスレベルの内部統制評価を通じた提案も実施しています。

- 6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、及びその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会の職務を補助するため、相当数の専任の使用人を配置しています。
  - ・当該使用人は、常勤監査等委員から直接職務上の指示を受けており、また当該使用人の任命、異動、その他人事評価に関しては、代表取締役は常勤監査等委員と協議し、監査等委員会の同意を得る体制となっています。
- 7) 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・経営執行会議等の議事録・資料、稟議書、定期報告書は、常勤監査等委員が適時閲覧できるようにしています。また、経営執行会議、CSR統括委員会、内部統制管理委員会、情報開示委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会等の各会議体においても、いつでも常勤監査等委員が出席できる体制となっており、その議事録、内部・外部機関の監査結果等は、常勤監査等委員にも配信・報告される体制となっています。その他、随時監査等委員会から要求される文書、情報等についても、個別に提出、報告が実施されています。
  - ・当社の業務執行取締役、執行役員及び使用人、または、当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人は、当社グループの業務執行に関して、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査等委員会に対して報告できる体制が整備されており、報告した者に対して報告をしたことを理由として不利な取扱いはありません。さらに、コンプライアンス違反の報告・相談窓口として、常勤監査等委員に直接報告や相談が可能な窓口を設置しています。
- 8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・前述のとおり常勤監査等委員が経営執行会議等の重要会議に出席できるよう対応しています。
  - ・監査等委員会が策定した監査計画は、取締役会で報告し、取締役と共有しています。取締役は、監査等委員会の監査並びに弁護士、会計監査人からの意見聴取に関し積極的に協力しています。
  - ・監査等委員の職務の執行に必要な費用については、必要な予算を確保し、実際に生じた費用等については当社が負担する体制となっています。
  - ・監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に会合を持ち、十分な連携が実現しています。
  - ・代表取締役は、定期的に監査等委員会との会合を持ち、監査等委員会の監査の状況及び結果を共有し、積極的な意見交換が行われています。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>	<b>(1,634,999)</b>	<b>(負 債 の 部)</b>	<b>(279,665)</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>871,431</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>208,734</b>
現金及び預金	170,929	短期借入金	46,118
短期投資	173,401	買掛金	57,918
有価証券	53,043	未払給与及び賞与	34,075
受取手形	271	未払税金	7,240
売掛金	209,596	未払費用及びその他の流動負債	63,383
貸倒引当金	△905		
たな卸資産	211,447	<b>固 定 負 債</b>	<b>70,931</b>
繰延税金資産	25,890	長期債務	545
前払費用及びその他の流動資産	27,759	退職給付引当金	59,324
		繰延税金負債	9,677
<b>有形固定資産</b>	<b>507,969</b>	その他の固定負債	1,385
土地	50,761		
建物及び構築物	394,239	<b>(資 本 の 部)</b>	<b>(1,355,334)</b>
機械装置及び工具器具備品	950,280	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,354,819</b>
建設仮勘定	40,035	資本金	69,377
減価償却累計額	△927,346	資本剰余金	114,290
		利益剰余金	1,241,180
<b>投資及びその他の資産</b>	<b>255,599</b>	その他の包括損失累計額	△14,219
投資資産	103,468	有価証券未実現損益	6,127
無形資産	48,883	年金負債調整勘定	△15,652
のれん	62,102	為替換算調整勘定	△4,694
繰延税金資産	5,259	自己株式(取得原価)	△55,809
その他の固定資産	35,887	<b>非 支 配 持 分</b>	<b>515</b>
<b>合 計</b>	<b>1,634,999</b>	<b>合 計</b>	<b>1,634,999</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

(自 平成28年 4月 1日)  
(至 平成29年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		1,135,524
営 業 費 用		
売 上 原 価	703,129	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	149,371	
研 究 開 発 費	81,809	934,309
営 業 利 益		201,215
その他の収益（△費用）		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,449	
支 払 利 息	△272	
為 替 差 損	△4,815	
そ の 他 （ 純 額 ）	1,841	△797
税 引 前 当 期 純 利 益		200,418
法 人 税 等		
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	39,813	
法 人 税 等 調 整 額	4,529	44,342
当 期 純 利 益		156,076
非 支 配 持 分 帰 属 利 益		16
当 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		156,060

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(942,873)	(負債の部)	(362,602)
流動資産	496,019	流動負債	337,936
現金及び預金	144,909	買掛金	70,952
受取手形	21	短期借入金	172,077
売掛金	209,859	一年以内返済長期借入金	61,319
有価証券	53,043	未払金	13,739
商品及び製品	6,385	未払費用	16,456
原材料及び貯蔵品	15,470	未払法人税等	1,223
仕掛品	12,799	その他	2,168
未収金	29,416	固定負債	24,666
未収還付法人税等	6,332	長期借入金	1,719
繰延税金資産	7,133	退職給付引当金	20,438
その他	10,758	その他	2,509
貸倒引当金	△111		
固定資産	446,853	(純資産の部)	(580,270)
有形固定資産	75,747	株主資本	575,029
建物	29,020	資本金	69,376
構築物	3,680	資本剰余金	119,982
機械及び装置	16,736	資本準備金	107,666
車両運搬具	43	その他資本剰余金	12,316
工具、器具及び備品	5,976	利益剰余金	441,478
土地	17,443	利益準備金	7,899
建設仮勘定	2,845	その他利益剰余金	433,578
無形固定資産	25,895	土地圧縮積立金	13
投資その他の資産	345,210	特別償却準備金	321
投資有価証券	89,456	買換資産圧縮積立金	50
関係会社株式	203,745	別途積立金	162,707
関係会社出資金	17,129	繰越利益剰余金	270,485
長期貸付金	14,182	自己株式	△55,808
繰延税金資産	6,262	評価・換算差額等	5,241
その他	14,459	その他有価証券評価差額金	5,241
貸倒引当金	△25		
合 計	942,873	合 計	942,873

# 損 益 計 算 書

(自 平成28年 4月 1日)  
(至 平成29年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		831,136
売 上 原 価		651,014
売 上 総 利 益		180,122
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		146,596
営 業 利 益		33,525
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	48,418	
そ の 他	2,677	51,095
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	377	
為 替 差 損	6,668	
製 品 取 替 ・ 補 修 費 用	3,039	
そ の 他	1,401	11,487
経 常 利 益		73,134
税 引 前 当 期 純 利 益		73,134
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△3,158	
法 人 税 等 調 整 額	538	△2,620
当 期 純 利 益		75,754



# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社 村田製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤泰蔵	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃弘一郎	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井尚志	Ⓢ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社村田製作所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社村田製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社 村田製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤泰蔵	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃弘一郎	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井尚志	Ⓢ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社村田製作所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、計画等に従い、会社の内部統制に関わる部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて監査に立ち会うとともに説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月22日

株式会社 村田製作所 監査等委員会

監査等委員（常勤） 田 中 純 一 ㊟

監査等委員 吉 原 寛 章 ㊟

監査等委員 豊 田 正 和 ㊟

監査等委員 上 野 宏 ㊟

(注) 監査等委員吉原寛章、豊田正和及び上野宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<QRコード>

<http://www.it-soukai.com>



- (2) 行使期限は平成29年6月28日（水曜日）午後5時であり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・議決権行使コードとパスワードは、議決権を行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

### 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9:00~21:00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9:00~17:00）

以 上

— MEMO —

A series of horizontal dashed lines for writing.

— MEMO —

A series of 25 horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場 ご案内略図

会場 京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）  
ホテルグランヴィア京都 3階 「源氏の間」



- ホテルグランヴィア京都（株主総会会場）は、JR京都駅ビル内にあります。
- ホテルグランヴィア京都2階メインロビーにお越しのうえ、エスカレーターにて3階「源氏の間」までお越しください。
- なお、京都駅ビルには駐車場はございますが、混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。